

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は透明性・公平性・迅速性の高い効率的な経営を行い、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。そのために、当社は迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小南秀光	600,000	38.42
川田友也	200,000	12.81
S M B Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合	105,000	6.72
日本ビジネスシステムズ株式会社	100,000	6.40
S M B Cベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合	36,000	2.31
池田泉州キャピタルニュービジネスファンド4号投資事業有限責任組合	36,000	2.31
プロディライト従業員持株会	29,200	1.87
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	9,950	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握が可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
-------------	---------

決算期	8月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中健作	他の会社の出身者											
池口正剛	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中健作	○	——	田中 健作氏は、社外取締役として高い独立性を有していると認識しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 また、IT系企業を含め企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、独立役員として適任であるものと判断し、選任しております。
池口正剛	○	池口 正剛氏は、2021年5月、同月に当社社外取締役就任までの間、当社と顧問契約を締結しておりましたが、同契約は取締役就任前に経営に関する助言・提言を頂くもので、その期間は短期的かつ金額も僅少であり、独立性に問題はないと判断しております。	池口 正剛氏は、社外取締役として高い独立性を有していると認識しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 また、IT系企業を含め企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、独立役員として適任であるものと判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	——	——	——	——	——	——	——	——
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	1	2	0	3	社外取締役

補足説明

当社は、2023年2月15日開催の取締役会にて、取締役会設置の任意の諮問機関として報酬委員会を設置することを決議しました。代表取締役社長、社外取締役2名及び社外監査役3名で構成され、ガバナンス強化の観点から取締役の報酬決定にかかる判断の公正性・透明性・客観性の確保並びに説明責任を強化することを目的としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、定期的に三者間で情報の共有を行い、相互連携を図っております。監査役と内部監査担当者は相互の監査計画その他、適宜情報の共有を行い、必要に応じて会計監査人にも意見を求め、連携して業務の効率性や監査の質の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
桂真理子	公認会計士													
大井理	弁護士													
松嶋康介	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桂真理子	○	――	桂 真理子氏は、社外監査役として高い独立性を有していると認識しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 また、監査法人において公認会計士として監査経験を有するなど豊富な会計知識があると共に、他社での監査役経験も有しており、当社のガバナンス体制やリスク管理など適切な監督・助言が期待できることから、独立役員として適任であるものと判断し、選任しております。
大井理	○	大井 理氏は、2010年12月から2020年11月まで当社の顧問弁護士でしたが、顧問料も当社売上高からみても軽微な水準であり、それ以外に当社との間に利害関係はなく、独立性に問題はないと判断しております。	大井 理氏は、社外監査役として高い独立性を有していると認識しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 また、弁護士として法務に関する豊富な知識・経験を有していることや他の東証上場企業の社外取締役の経験により、当社のガバナンス体制やリスク管理など適切な監督・助言が期待できることから、独立役員として適任であるものと判断し、選任しております。

松嶋康介	○	松嶋 康介氏は、2021年2月から5月まで、当社監査役就任前の事業理解等を目的として、当社顧問契約を締結しておりましたが、金額は僅少であり、独立性に問題はないと判断しております。 松嶋 康介氏は、社外監査役として高い独立性を有していると認識しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。 また、監査法人において公認会計士として監査経験を有するなど豊富な会計・税務の知識があり、当社の財務リスクや会計的な側面からの誤謬のチェック等も含め当社の事業運営への適切な監督・助言が期待できることから、独立役員として適任であるものと判断し、選任しております。
------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長及び企業価値の向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長及び企業価値の向上に対する意欲・士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額については、株主総会において報酬総額の限度額が決議されています。各取締役の報酬額は、決議された報酬総額の限度額内で、各取締役の職務、成果及び貢献度等を総合的に考慮のうえ、透明性・公正性を確保するための任意組織である報酬委員会の答申に基づき、

取締役会で決議しております。また、報酬限度額の範囲内で、取締役に対して、役位及び職責に応じて付与する新株予約権の数を定め、その他の条件も含めて株主総会及び取締役会の決議によりストックオプションを付与しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは人事総務部が中心となって行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように早期の配布に努めており、また必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

a.取締役会

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、取締役6名、うち2名は社外取締役で構成されており、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、組織及び人事に関する意思決定、並びに当社の業務執行の監督を行っております。また、毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じ、臨時取締役会を開催しております。

b.報酬委員会

当社では、代表取締役社長に対し役員報酬の決定に際して透明性・公正性を確保すべく、社外取締役である田中 健作及び池口 正剛、並びに社外監査役である桂 真理子、大井 理、松嶋 康介及び代表取締役社長による報酬委員会を開催しております。

c.監査役会

当社の監査役会は、原則として毎月1回開催し、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の合計4名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、経営全般又は個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査役会で立案した監査方針に従い、取締役の業務遂行に対する適法性を監査しております。これに加え、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席しております。また、監査役は、会計監査人や内部監査室と随時情報交換や意見交換を行うなど、密接な連携をとり監査機能の向上に努めております。

d.会計監査人

当社は、会計監査人として仰星監査法人を選任しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

e.内部監査室

当社は、代表取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名を選任しております。社内の各業務が社内規程や業務マニュアル、会計方針に準拠して行われているか、法令を遵守しているかについて、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施しております。また、常に経営診断の見地に立ち、会社の財産保全及び業務運営の実態を適正に調査するとともに、不正等を未然に防止し、経営の合理化並びに効率化に寄与することにより、会社の健全な発展を図ることを目的としており、監査結果は、代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

f.リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則毎月1回開催しております。代表取締役社長が委員長を務め、委員は取締役、本部長及び部長が担当しており、常勤監査役及び内部監査室長が委員会に出席しております。また、各部長は、リスク・コンプライアンス委員会からの指示・命令・指導等を受けるとともに、自らのコンプライアンスの理解を深め、管轄部門の従業員の教育の推進に努めることで、全社的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役4名のうち3名が専門性の高い社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、社外取締役2名を含む6名の取締役で構成しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるように、発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、可能な限り集中日を回避し、アクセスの良い場所にて開催するよう努めてまいります。

電磁的方法による議決権の行使	今後の検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後海外投資家の比率に応じて、検討すべき課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上のIR専用サイトに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会(決算説明会を兼ねる)を開催することを検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年に1回はアナリスト・機関投資家向け説明会を実施することを検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の比率に応じて、今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他適時開示資料等を当社ホームページ上のIR専用サイトに掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得ることが、事業成長のために重要と考えております。適時開示に関する規程等に基づき、ステークホルダーに対して適時適切に会社情報の提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討すべき課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対して積極的に情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針については、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制整備を進め、2021年8月17日及び2022年5月17日開催の取締役会決議にて、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業理念、経営理念、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) コンプライアンスを横断的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。また、リスク・コンプライアンス委員会の委員長を代表取締役とし、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
 - (3) リスク・コンプライアンス委員会は当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - (4) 法令や定款、社内規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、違反行為等を早期に見出し、是正するとともに、発見した場合の内部通報体制を構築し、再発防止策を講じる。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 取締役会議事録や稟議書など、取締役の職務執行にかかる文書及びその他の重要な情報について、適切に保存・管理を行うものとする。
- (2) 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保存期間を定め、機密度に応じて分類のうえ保存・管理する。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に定める「リスクマネジメント規程」を定め、同規程に基づくリスクマネジメント推進体制の構築及び運用を行う。
- (2) リスクの未然防止、極小化のために組織的横断的に統括するリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会はリスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、リスク管理に関する重要な事項については、取締役に会において報告する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を遵守し、取締役会は月1回の定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」、「職務権限規程」には、取締役に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (3) 取締役の職務執行状況について、担当取締役は担当部門の管理責任を負い、適宜、取締役に職務執行状況に関する報告を行う。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」「リスクマネジメント規程」を定めることにより法令遵守体制・リスク管理体制を確保する。また、業務の適正をモニタリングするため、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催する。
- (2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- (3) その健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持するため、内部監査部門等による監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会の職務補助を行う使用人を、必要な場合には置く事が出来る。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制とする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において、「会社が、反社会的勢力による被害を防止することにより、健全な経営を阻害する要因を排除すること、並びに反社会的勢力への資金提供を防止することにより社会的責任を果たすことを目的とする。」旨を規定し、取締役、使用人へ周知徹底するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において反社会的勢力の排除に対する基本方針を以下のように定めております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、経営陣以下、組織全体として対応する。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、必要に応じて連携して対応する。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。

反社会的勢力等への資金提供は絶対に行ってはならない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

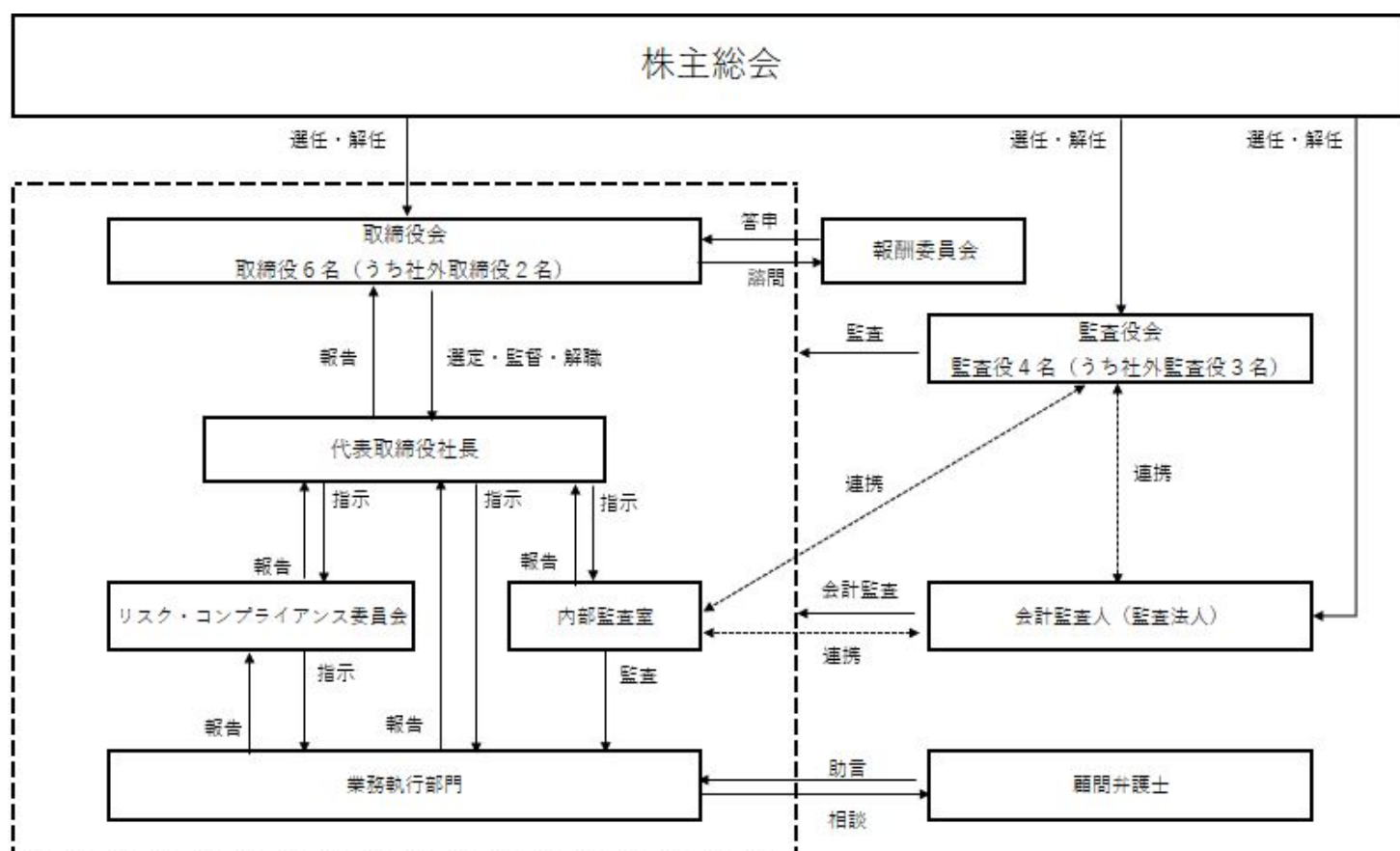
買収防衛策の導入の有無

なし

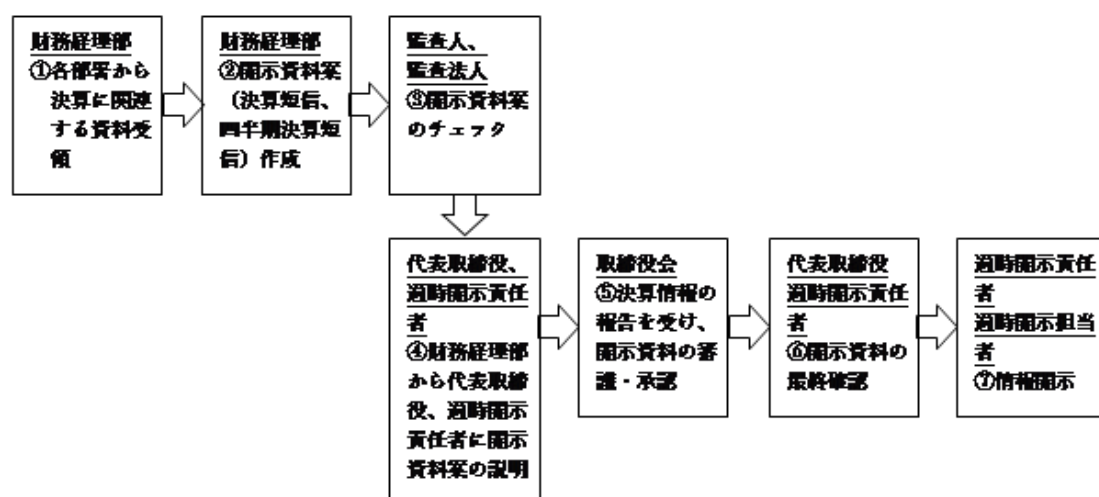
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

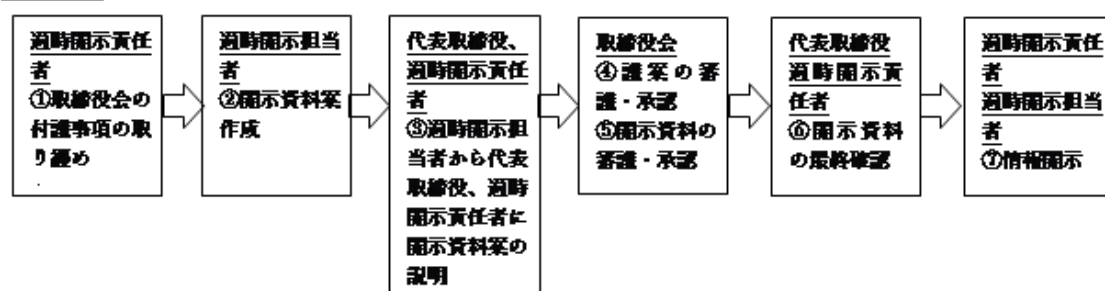
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する体制の模式図を参考資料として添付いたします。



決算情報



決定事実



発生事実

